○中野市にぎわい創生推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内経済の活性化及び集客によるにぎわいの創生を図るため、特定任意団体が実施するにぎわいを創生する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、中野市補助金等交付規則（平成30年中野市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、特定任意団体とは次の全てに該当するものをいう。

（１）　第４条各号に掲げる事業に取り組む５人以上の者で構成する団体

（２）　市内に事務局を設置し、責任の所在が明確である団体

（３）　公序良俗に反しない団体

（成果の指標）

第３条　当該補助事業に係る規則第19条第３項に規定する指標は、第４条に掲げる事業の達成とする。

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）　地域経済活性化事業

ア　市内の生産者、事業者及び消費者を結び付けて市場開拓及び地域経済の活性化を図る5,000人以上の集客が見込める催し物

イ　市内の生産者、事業者及び消費者を結び付けて市場開拓及び地域経済の活性化を図る500人以上の集客が見込める催し物

（２）　商店街活性化事業　商店街のにぎわいの創生及び販売促進に寄与する1,000人以上の集客が見込める催し物

（補助事業者）

第５条　補助金の交付の対象となるものは、特定任意団体とする。

（補助対象経費等）

第６条　補助金の交付の対象となる経費等は、次の表のとおりとする。ただし、他の補助金の対象となるものは除く。

<table>
<tr><th>事業名</th><th>区分</th><th>対象経費</th><th>補助率</th><th>補助限度額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">地域経済活性化事業</td><td>第４条第１号ア</td><td rowspan="4">（１）　広報に要する経費
（２）　会場の設営、警備に要する経費
（３）　講師等謝礼に要する経費
（４）　保険の加入に要する経費
（５）　その他市長が必要と認める経費</td><td rowspan="4">２分の１以内</td><td>750万円</td></tr>
<tr><td>第４条第１号イ</td><td>100万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">商店街活性化事業</td><td>第４条第２号</td><td rowspan="2">300万円</td></tr>
</table>

２　地域経済活性化事業に係る補助金の交付は、同一特定任意団体に対し、３年を限度とする。

（補助金交付の申請）

第７条　規則第３条の申請書は、中野市にぎわい創生推進事業補助金交付申請書（様式第１号）によるものとする。

２　規則第３条の要綱で定める関係書類は、次に掲げるものとする。

（１）　事業計画書

（２）　収支予算書

（３）　団体構成員名簿及び団体規約その他これに類するもの

（４）　その他市長が必要と認める書類

（事業の変更等）

第８条　規則第５条第３号の承認を受けようとする場合は、中野市にぎわい創生推進事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第２号）を市長に提出しなければならない。

２　規則第５条第３号の要綱で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

（１）　補助金額に変更を及ぼさない補助事業に要する経費の配分の変更

（２）　補助事業の成果に低下をもたらさない内容の細部の変更

（申請の取下げ）

第９条　規則第６条第１項の申請の取下げは、規則第４条第１項に定める通知を受けた日から14日以内に提出して行うものとする。

（実績報告）

第10条　規則第10条の実績報告書は、中野市にぎわい創生推進事業実績報告書（様式第３号）によるものとし、提出期限は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の３月31日のいずれか早い日とす

る。

２　規則第10条の要綱で定める関係書類は、次に掲げるものとする。

（１）　事業実績調書

（２）　収支決算（見込）書

（３）　経費の支払を証する書類

（４）　事業の実施状況を確認できる書類

（補助金交付の請求）

第11条　規則第13条の規定による交付請求は、中野市にぎわい創生推進事業補助金交付（概算払）請求書（様式第４号）により行うものとする。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（失効）

２　この要綱は、令和12年３月31日限り、その効力を失う。

附　則（令和６年３月31日告示第65号）

この要綱は、令和６年３月31日から施行する。

附　則（令和７年３月28日告示第70号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の中野市にぎわい創生推進事業補助金交付要綱第６条第２項の規定は、この要綱の施行の日以後に交付決定する事業について適用し、この要綱による改正前の中野市にぎわい創生推進事業補助金交付要綱に基づき交付決定した事業については、なお従前の例による。